

令和7年度植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業
「海外商標登録出願・海外侵害対策」の公募に係る Q&A
(2026年5月14日更新)

※下線部が前回掲載からの追加質問と回答になります。

問1 和牛は「我が国の輸出力強化のため重要な農産物等」に該当し、定額（100%）補助の対象となりますでしょうか？

答1 R7補正における海外商標登録出願において定額（100%）補助となる農産物は、海外商標登録出願のための経費支援の公募要領 5 補助率及び補助対象なる経費に記載してありますとおり「りんご、ぶどう、もも、かんきつ、なし、かき・かき加工品、いちご、かんしょ、かんしょ加工品、ながいも（やまのいも）、メロン、コメ・コメ加工品及び茶」が定額（100%）補助になりますので、和牛は1/2補助となります。

問2 現在法人設立の登記中ですが、登記完了前でも応募は可能でしょうか？

答2 経費支援申請書のII輸出に関する事項の 5 その他、補足事項があれば記載することの欄に現在法人設立の登記中である旨の記載をお願いします。

問3 今回の海外商標登録出願対策の支援において、個人事業主であっても補助金の申請対象に含まれますでしょうか？ それとも、法人格の取得が必須条件となっておりますでしょうか？

答3 公募要領等に支援対象は法人格が必須であるとしておりません。
当該農産物等の商標権者であれば個人事業主様からも申請は可能です。

問4 R7補正の「海外商標登録出願」メニューの補助対象経費について、登録時に収める10年分の商標登録料も対象という認識でよろしいのでしょうか？

答4 日本では商標権は登録から10年間であるため、原則として10年分の登録料を収めると思料しております。海外の登録においても同様の考えで、一括払いが登録によって発生する権利期間に相当するのであれば問題ありません。

問5 採択されて今年度登録までいかなかった場合、来年度はどうなるのか。応募したら優先されるのか？

答5 次年度応募していただくこととなります。ただし、継続であることが考慮されるかどうかは選定委員会での判断になります。

(問5の関連)

問6 仮に次年度採択されたとして、交付決定は5月以降なので4月は空白期間となる。

この空白期間に登録料の支払いを請求された場合、どうなるのでしょうか？

答 6 別途相談をお願いします。

(問 5 の関連)

問 7 出願後、拒絶通知や再説明のステップがあり得ますが、これらの費用も補助対象でしょうか？

答 7 補助対象となります。

問 8 今回の支援対象には農産物等と記載がありますが、醤油調味料は対象となるのでしょうか

答 8 公募要領 3 の支援対象要件 (1) 我が国において生産された農産物等であること。
(2)海外において当該農産物等の商標権等を取得することが我が国農産物等の輸出力の強化につながるものであること。を満たしていましたら対象となります。

問 9 添付書類となっている見積書は期限的にいつまでにご用意すればいいのでしょうか。

答 9 支援申請書提出期限の 5 月 22 日までにご提出ください。

問 10 申請書の記載項目にある代理人の指定の有無について、代理人を現在選定中の場合「未定」と記載してもよいのでしょうか？

答 10 「未定」と記載していただいて構いません。

問 11 補助率が 1/2 に該当する場合、申請書Ⅳの経費の見込み額が仮に 100 万円かかる場合は、国庫補助金 50 万円、事業実施主体 50 万円ということでしょうか？

答 11 そのとおりです。